

令和2年11月25日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成28年11月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会HPに掲載しています。

報告：①平成28年3月から10月までの施術分の初検料のみの申請書件数は608件で、全体の0.05%でした。
②平成28年11月から平成29年1月までの申請書件数は816件で、全体の0.20%でした。
③平成29年2月から平成29年3月までの申請書件数は560件で、全体の0.21%でした。
④平成29年4月から平成29年11月までの申請書件数は2,347件で全体の0.23%でした。
⑤平成29年12月から平成30年1月までの申請書件数は505件で全体の0.21%でした。
⑥平成30年2月から平成30年9月までの申請書件数は1,950件で全体の0.21%でした。
⑦平成30年10月から平成31年3月までの申請書件数は1,378件で全体の0.20%でした。
⑧平成31年4月から令和元年10月までの申請書件数は1,661件で全体の0.20%でした。
⑨令和元年11月から令和2年10月までの申請書件数は2,558件で全体の0.20%でした。

※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成28年7月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：①新入会者・届出事項変更者（移転、管理者変更）への看板画像提出後の指導継続。（適正化理念、広告ガイドラインの進捗、各保健所の現状説明等）

【R1.11～R2.10まで 指導連絡件数 27件】

※届出事項変更者、看板取替え、広告チラシについて、事前相談は横ばい。

【R1.11～R2.10まで 電話相談件数 7件】

②違法広告チラシ（情報提供）の確認。

- ・整骨院、接骨院記載チラシ
- ・整体院・カイロのみの記載であるが整骨院・接骨院チラシ
- ・整体院等の無資格業者チラシの分類

※情報提供数はやや減少であるが、同一施術所からの違法チラシ多数あり。

報告：令和元年11月から令和2年10月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保険医療企画課に75件の情報提供を行いました。

また、保険医療企画課に訪問時、行政ホームページによる整骨院のバナー広告について、掲載基準、不当表示防止法の抵触等、意見交換を行いました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

①令和元年11月から令和2年3月までに府内6支部（全18支部）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催し、145人が参加しました。

なお、令和2年度の研修会については新型コロナウイルス感染拡大予防の為、中止しています。

②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、令和元年11月から令和2年10月までの間に延べ1,398件ありました。

※令和2年度の療養費適正化特別対策班会議は新型コロナウイルス感染拡大予防の為、開催しておりません。